

5段位授与規程

<資料1>

(公社)日本武術太極拳連盟第123回理事会
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

1. 授与対象者:

- 1) 5 段位への昇段は、4 段位取得年度から、2 年を経過したものを対象とする。但し、4 段取得年度に 70 歳以上のものはこの限りではない。
- 2) 下記に定める「5 段位昇段セミナー」の①～③をすべて受講し、履修認定したものは 5 段位の認定を受けることができる。

2. 5 段位昇段セミナー:

太極拳の指導者及び上級者が研鑽を重ねてきた 4 段位までの内容との連続性を考慮し、4 段教程の技術内容を更に深める研修セミナーを履修することで 5 段位への昇段を認定するものとする。

なお、5 段位を太極拳技能検定(5 級～1 級・初段～5 段)の最高段位として定める。

「5 段位昇段セミナー」①②③をそれぞれ土日と平日の 2 回、「日本連盟トレーニングセンター(東京)」および「大阪トレーニングセンター(大阪)」で開催する。

講師は日本連盟常任講師及び日本連盟講師が担当する。また、2025 年度以降より全国各ブロックでの開催を進める。

1) 参加対象者:

4 段位取得年度から、2 年を経過したものを対象とする。但し、4 段取得年度に 70 歳以上のものはこの限りではない。

2) 受講料:

参加費用は 2 日間で 1 人 2 万円とする。

3) 履修認定:

「5 段位昇段セミナー」の①②③をすべて受講し、セミナー③の最終課題審査を通過し履修認定した者に「5 段位昇段セミナー履修完了通知」を行う。セミナー③の最終課題審査において習得レベルが未到達であれば履修認定はされず、再履修を要する場合もある。

3. 認定証書:

規定のセミナー履修を経て、履修認定を得た人を 5 段位に認定し、認定証書を発給する。

なお 5 段位認定登録料については、国際武術競技の運営費用、日本代表選手及び将来を担うジュニア選手の育成強化費用として充当する。

以上